

一般廃棄物処理業許可証

伊予市長 武 智 邦 典



伊予市廃棄物の処理及び清掃に関する条例第 17 条の規定により、次のとおり許可する。

処 理 業 者	住 所	松山市南高井町 8 7 6 番地
	名 称	有限会社アーク開発
	代表者氏名	代表取締役 渡部 和雄
許 可 期 間	令和 8 年 4 月 1 日 から 令和 1 0 年 3 月 3 1 日まで	
区 域	伊予市全域	
廃 棄 物 の 種 類	くみ取りし尿 ごみ	
許可する業務の内容	収集・運搬（積替え及び保管行為を含まず。）	
許 可 条 件	廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和 4 5 年法律第 1 3 7 号）、 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和 4 6 年政令第 3 0 0 号）、 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則（昭和 4 6 年厚令第 3 5 号）、 伊予市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 1 7 年条例第 9 9 号）、 その他の法令を遵守すること。	